

平成28年度

第2回

南三陸町都市計画審議会

議事録

議事録署名委員

吉田信吾

日 時：平成29年3月30日(木)  
午後3時～午後4時  
於 　　：南三陸町役場大会議室

## 1 出席者

都市計画審議会委員

佐藤孝一委員、及川善祐委員、佐藤雄一委員、吉田信吾委員、三浦清人委員  
事務局（復興市街地整備課）

小原田課長、遠藤係長、前田技術主幹、三上技術主幹

## 2 開 会

### ■委嘱状の交付

【事務局】 委員の皆様がそろってはいませんが、定刻となったため始めさせていただきます。

開会に先立ち、3月24日付で新しく南三陸警察署長に着任された佐藤孝一様へ委嘱状の交付をさせていただきます。（町長から佐藤孝一様への委嘱状の交付）

ここで佐藤孝一委員から一言ご挨拶をお願いします。

【佐藤委員】 皆様こんにちは。3月24日付で警察本部警務課から警察署長に着任して参りました佐藤孝一と申します。自己紹介を簡単にさせていただきますけども、出身は加美町でございまして家族は妻、子供（息子一人）を仙台に残して今は登米市の職員宿舎に単身赴任をしています。

今回の審議会とは離れますが、今月中旬に前交通課長が不祥事を起こしてしまいまして、町民の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことをこの場をお借りいたしまして、お詫び申し上げます。つきましては、今後職員一同心機一転頑張っまいりますので、ご支援ご協力の程よろしくお願い致します。

【事務局】 任期については、前委員の残任期間を引継ぎ、平成29年10月12日までとします。

### ■審議会の成立の件

【事務局】 委員定数10名に対し、本日の出席委員数は5名。審議会条例第5条第2項に規定する委員の半数以上の出席で本審議会は成立していることを報告する。

## 3 挨拶

【佐藤町長】

本日は、年度末のお忙しい中、第2回都市計画審議会を開催させて頂きました。大変お忙しい中、出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。佐藤委員さんは、午前中は交通安全対策協議会の会議、そして午後は都計審の会議という

ことで、今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。本日お集まりの委員の皆様方には日ごろから町などの復興事業に、格別なるご支援を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げさせていただきます。ご覧のとおり町内の道路事情、大きく変わってきております。昨年10月31日に志津川インターチェンジが供用開始となり、3月20日に南三陸海岸インターチェンジが供用開始となり、町内の交通渋滞が大分緩和されました。また、1時間前に、新八幡橋が供用開始となりまして、また町の状況が大きく変わっていくと思ひます。ここに及川委員様がおられますが、3月3日にオープンしたさんさん商店街は大変な賑わいでございまして、本当に皆様方には清水の舞台から飛び降りるつもりで取り組んでいただきました。これだけの人が集まるということは皆様方ひとつ胸をなでおろしているかなという思ひがあります。来月には伊里前で商店街がオープンするので、両商店街が核になって南三陸町の元気を全国に発信して頂ければ、大変ありがたいと思ひますのでどうかよろしくお願ひ申上げたいと思ひます。

本日の審議会につきましては、諮問事項が2件、その他といたしまして説明事項が1件ございます。内容につきましては事務局から詳細な説明をさせますが、第1号議案については志津川都市計画公園である震災祈念公園の区域の変更について、第2号議案については志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更について、その他として志津川地区まちづくりマスタープランなどについてです。いずれの案件も市街地の復興に欠かせない案件でございますので、活発なご議論頂きましてご答申いただければと思ひております。

最後に、皆様方の審議会のご理解、ご協力に対して町として感謝と敬意を申し上げさせて頂きまして、開会の挨拶に代えさせて頂きたいと思ひます。今日は大変お忙しい中ありがとうございました。

## 4 議 事

### ■ 挨 拶

【会長】

皆様ご苦労さまでございます。本日はお忙しい中、年度末にも関わらず、審議会にご出席していただきありがとうございます。皆様の考え方を町の方へ反映していき、住みよいまちづくりに貢献できればと思ひております。今日の審議ひとつご協力の方よろしくお願ひ申し上げます。

### ■ 町長退席

【事務局】 審議前ではありますが、町長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

### ■ 資料確認

【事務局】 お手元の資料の確認をさせていただきます。

(次第、配席表、審議会委員名簿、議案書、参考資料、南三陸町志津川地区まちづくりマスタープラン案 概要版)

資料等に不足はございませんか。

【委員】 なし。

## ■ 議事録署委員及び傍聴の申出について

### ① 審議会議事録署名委員

【会長】 審議会運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名します。  
本日の審議会議事録署名委員に吉田信吾委員を指名します。

### ② 傍聴の申出について

【会長】 審議会の前に、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴の申出について事務局から報告願います。

【事務局】 本日は一般傍聴者及び報道関係者の傍聴の申出はありません。

【会長】 次に本日の審議会を、公開すべきか否について、事務局からの考えを伺います。

【事務局】 本日の議案に対して、南三陸町情報公開条例第8条各号に規定する公開することができないとされる情報及び個人情報に含まれておりませんので、非公開とする事由は認められません。よって、本審議会は全て公開して差し支えないものと考えます。

【会長】 それでは、本日の審議会については全て公開とし、傍聴についてもこれを認めることとします。

## (1) 第1号議案 志津川都市計画公園の変更

【会長】 第1号議案について事務局より説明を求める。

### ① 志津川都市計画公園の変更について

【事務局】 第1号議案「志津川都市計画公園の変更について」の変更理由をまずご説明させていただきます。議案書と参考資料を使って説明させていただきます。

議案書の1ページについては、都市計画公園中5・4・1号南三陸町震災復興祈念公園を次のように変更するというものです。種別は総合公園、公園名は南三陸町震災復興祈念公園、位置は南三陸町志津川字中瀬町、字廻館前、字塩入、字汐見町地内、面積は約6.3ha、備考欄にある主な設置施設が園路広場、休養施設、修景施設、便益施設、管理施設などがあります。

震災復興祈念公園は、先の東日本大震災によって犠牲となられた方々の追悼と鎮魂の場であるとともに、甚大な被害の記憶や教訓を後世に伝承する防災学習の場、さらには震災からの復興を祈念し、地域の活力を象徴する場と位置付け

ておりますが、今回、各復興事業者の復旧・復興計画及び設計検討が進捗し、隣接地の区域の範囲がこれまでのラインから変更され、決定したことから、それら区域との整合を図るため、本公園の区域を変更するものであります。

分かりやすく言いますと、既に決められている公園の区域を若干見直すという内容であります。具体については参考資料で説明します。参考資料の4ページ、A4横の図面がついていると思いますが、位置については志津川地区の旧志津川駅、JR志津川駅の方から八幡川の間にあるピンク色の部分、この部分が震災復興祈念公園として現在都市計画決定を行っているエリアです。濃い赤で描かれている八幡川区域の東側の細長い部分、この図面では見えませんが区域の南側の部分を変更したいという内容であります。5ページについては、現在都市計画決定をされている区域について、平成27年6月に面積約6.1haで決定されたものです。当時の隣接事業者は志津川駅に関して、JR様、河川堤防を整備する宮城県様、国道45号を整備する国土交通省様となっています。これらの関係者と区域の協議を行って、それぞれの事業計画の確定した区域で、隣接境界を決定するという経緯があります。

次の6ページについて、平面図で説明させていただきます。区域の東側、河川堤防と隣接するところですが、河川用地で堤防の用地が確定したことに伴い、若干公園区域を東に広げます。また、公園の設計の変更に伴って、河川堤防を占用した形で区域を広げます。簡単にいえば河川の土地を借りて、公園の区域を広げるという事です。最後に国道45号と県道志津川登米線の用地買収が確定したので、これも図上では目に見えないくらい小さな凸凹があるため、隙間が空かないよう道路にくっつけるような形で区域の変更をします。平面だけでは分かりにくいいため、立体的な物を7ページに付けています。この図面の中の緑色の点線、これが現在の都市計画決定の区域になります。これに対し、赤い一点鎖線の部分が今回の変更区域となっています。変更箇所は、公園の設計の変更として八幡川に架かる新たな中橋への園路を整備する部分について区域を広げ、河川堤防の背面に階段あるいはテラスを整備するため、県と協議が整ったので河川さんの土地を借りて、公園施設を作るために区域を広げる内容について変更します。8ページは、都市計画案の図書で、面積と整備される施設等が記載されるということです。説明は以上で終わります。

## ②質疑応答

【会長】 第1号議案「志津川都市計画公園の変更」について、事務局からの説明がありました。これについてご質問またはご意見ございませんか。

【委員】 当初、都市計画公園の変更について考えなかったのは土地の関係、買収問題色々あると思いますが、そういう問題があるたびに設計をしたのか、問題等が解決したときに設計書をやり直したのか、いきさつを教えてください。

【事務局】 河川の区域に土地を借りて階段作らせほしいということ、河川堤防にくっつけて取付道路を付けさせてほしいなどを協議してきていて、当初の区域決定す

るときは協議が整っていなかったため、今回の変更は河川との協議が整ったことにより、区域の変更等をするものです。

【委員】 この計画は、やり直しの経費がかかったのではないかとことです。最初から分かっていたら、協議を待って、後に決定した段階で設計を組むべきではなかったのかということについてはいかがですか。

【事務局】 公園設計の見直しをしたのではないかとことを言われていると思うのですが、公園の設計に関してはある程度考えて設計を進めていました。当初の公園の位置決定をするときに、その内容の協議が整っていなかったため、概算面積で公園の区域指定をしましたが、今回協議が整ったという事で、増やした面積で第一回変更としています。そのため設計金額が余計にかかっているのかということについては、ある程度想定して県の河川側と協議を進めていたため、余計に経費がかかったということはありません。

### ③ 採決

【会 長】 その他質問またはご意見ございませんか。無いようなので、採決に移りたいと思います。

第 1 号議案「志津川都市計画公園の変更」について原案通り可決してよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

以上、第 1 号議案は原案の通り可決

## (2) 第 2 号議案 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

【会 長】 第 2 号議案について事務局から説明を求めます。

### ①志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更について

【事務局】 議案第 2 号「志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について説明します。今回の都市計画の変更内容について、参考資料 2 の 2 ページ、都市計画の変更経緯で、当初の志津川の都市計画では平成 24 年 8 月 3 日に都市計画決定をしています。その後、平成 24 年 9 月 18 日に第 1 回変更、平成 25 年 10 月 25 日に第 2 回変更、平成 27 年 12 月 26 日に第 3 回変更、平成 28 年 4 月 18 日に第 4 回変更をしています。今回は第 5 回目の変更であり変更案については、住民説明会を 2 月 9 日に開催し、2 月 24 日から 3 月 10 日まで縦覧を行っており、縦覧期間における意見書の提出はありません。今後は 4 月初旬を目標に告示の手続きを行っていきます。5 ページ目は、今回の主な変更点を記載していて、大きくは 3 つです。1 つ目は中央団地の BRT 運行ルート確定に伴う幹線道路計画の変更。2 つ目は中央団地の BRT 運行ルート確定等に伴う区域の変更。3 つ目は公共施設である区画道路等の位置付けを反映させた図書に

するという変更。具体的に1つ目、BRT 運行ルート確定に伴う幹線道路計画の変更についてですが、6ページに書いてあるように、平成28年3月、BRTによるJR気仙沼線の復旧方針が確定されました。中央地区の箇所赤く塗ってある線がBRTの将来系のルートで、ピンク色は仮のルートになっていて、BRT専用道までのルートが決定されました。中央地区、図の箇所で新たに仮称志津川中央団地駅というものが新設される計画となっています。現時点におけるBRTの計画についてであります。平成29年度中に中央団地の北東部にBRT専用道への取付道路の工事を行います。JRは平成30年6月にはBRT専用道へ至るルートへの切り替えを行う予定とのことです。7ページは、中央団地の新駅についてバスの停車スペースを図のように設けるというものです。8ページは中央団地の幹線部分と連絡道路部分の交差点部について、BRT大型バスが通れるように、交差点部の拡幅を行うというものであります。9ページについても同様で、連絡道路と中央団地北東部の専用道路にいたる交差点部について、警察（公安委員会）との協議により、連絡道路側の車線路拡幅が必要になったというもので、交差点部付近、最大1m程の道路の拡幅という計画であります。10ページについて、図面はBRT専用道に至るアクセス道路で、地区外の既存道路との接続も兼ねた計画となっており、図のように灰色に塗ってある道路については幅員6m、右奥にある黄色に塗られた道路は幅員3mで整備していく計画であります。次に2つ目、区域の変更について、内容は公図と現地の不整合を解消するための変更です。11ページの記載のとおり、中央地区の北東部で現地測量を行ったところ、区域内に民有地が含まれていることが分かりました。つまり、図面と現地が異なっているということです。現地と整合させる必要があるため、区域を変更するというものです。この面積は約100m<sup>2</sup>であるため、トータルの面積は、ヘクタール表示していることから変更はありません。3つ目については、公共施設計画の詳細な位置付けを都市計画に反映させるというものです。具体的には12ページ、これは現在の都市計画図書、都市計画図であります。図のように公共施設としての位置付けということで、地区内の幹線道路と街区公園、緑で囲っている1号、2号、3号、5号公園のみ位置付けを行っている図面であります。造成工事が完了してきている中で、全体の土地利用計画が定まったことから、地区内の区画道路と緑地等も都市計画の図書のなかに定め、より具体的な図面として変更します。14ページについては、東団地の現在の都市計画図書の計画図です。中央地区同様に、公共施設としては地区内の幹線道路と街区公園のみの位置づけとなっています。15ページについては、中央地区と同じように地区内の区画道路と緑地の図面で、都市計画図書の方で計画図として定めて、より具体的な計画図ということで変更するというものです。以上で説明を終わります。

## ②質疑応答

【佐藤会長】 ただいま2号議案について事務局のほうから説明がありましたが、これについて質問又はご意見ございませんか。

【委員】 先程の図面を確認したところ BRT は今迂回をしているが、最終的に BRT の為に整備した専用道路、あれは活用するのですか。

【事務局】 水尻から戸倉の方に向かう専用道路については、今の乗り口を使ってこれからも使っていくと思います。志津川港に向かう地域は中央の団地に向かうところから入っていく乗入口も使って運行します。志津川の市街地の部分に関しては、今回新たにできた国道 45 号、町の方で整備している役場の所に来る高台の避難道路、東団地から 45 号に抜けていく連絡道路、それらを使って市街地の方には運行します。市街地から外れた場所に関しては、元々の JR の軌道敷を使い、専用道という形で運行されます。

【委員】 3 ページについて、住宅の施設の面積が減って、その分公園・緑地に振り分けたということだと思うが、その法的根拠というのはありますか。先程の説明によると大まかな図書があって、それを分かりやすく緑にしたということだが、これを見ると全然用途というものが分かりません。

【事務局】 右側図書の赤色斜線で塗ってあるものについては、中央団地・東団地を一旦合筆して地番、字名を変更しています。その関係で現在登録した新井田というものになっており、この地区についてはその字名を削除しています。それと住宅施設 A や B については、住宅施設 A は戸建施設の一部で高さ 10m という記載になっています。住宅施設 B は公営住宅、今団地の集合住宅を整備していますが、公営住宅を有する区域は高さ 20m として、都市計画の計画策定の段階で、この高さの部分だけ制限をかけた都市計画を当初から進めています。

左側のような住宅施設で 25.9ha とあるが、変更で右側に 15.8ha と減りその差については、大まかに住宅施設となっていたところが、今回区画道路を設計し、緑地の設計をした部分が公園緑地の所に地区内の補助幹線道路として 3 号、4 号、5 号と増えてきたため、その分の面積が住宅施設の面積の差になっています。分かりやすく言うと 14 ページに東地区計画図の変更前と書いてあり、図面の中には住宅施設 A や住宅施設 B と書いてあって、一番右側の住宅施設 A は 3.5ha と書いてあります。これが次のページを見ると、3 号緑地 2.1ha と書いてあります。つまり、当初は緑地も入れて住宅施設と大まかな計画をしており、本来の都市計画は緑地や道路は分けるという指標があって、今回計画が定まり、住宅施設や緑地は区分けを行ったというものです。

【委員】 13 ページについて、中央に公的施設と多く書いているが具体的には何がここに入りますか。

【事務局】 現在決定したのは、中央の真ん中の道路の左側に三角形の土地がある、公共的施設 0.4ha という箇所は保育所が立つ予定。図面の右側の公益的施設 2.1ha となっているところは消防署と警察署が来る予定。図面の一番下、公益的施設 0.5ha となっている所、ここは生涯学習センターが来る予定。消防署、警察が

来る箇所の上の公益的施設 0.6ha、ここに給食センターが来る予定。その上の0.3haについては現在未定です。

一番下、生涯学習センター0.6ha と公益的施設 0.5ha とその上に公益的施設 0.4ha という部分については、現在町のホームページで、商業案内施設として公募をしています。公募の募集要件はホームページに載っていますが、商業関係ということで公益的に適った施設、例えば日常雑貨品の販売店などを募集しています。具体内容についてはホームページを見て頂けたらと思います。

15 ページの公共的施設について、公益的施設 0.3ha とありますが、ここについては郵便局として協議を行っています。その下の公益的施設 0.9ha というところには、現在新しい役場の庁舎を建設中です。その下の公益的施設 3.0ha いうところについては病院等を計画している敷地で、左側の道路の上の公益的施設 0.3ha は幼稚園を計画しています。その下の公益的施設 0.3ha は福祉モールを予定しています。住宅施設 A と隣接している公益的施設 0.1ha はドクターハウスで、病院に勤務する方の宿舎が建っています。

【委員】 2 ページの住民説明会について、何名参加したのですか。それから駅という表示の仕方をしているバス停について、バス停を駅と表現しているが、私はバスはバス停というイメージがありました。

【事務局】 詳しいことは分かりませんが、JR だと鉄道で駅と使うと思います。住民説明会に参加した人数については、2 名です。

### ③ 採決

【会 長】 他には質問又はご意見ございますか。無いようなので採決に移りたいと思います。

第 2 号議案第「志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について、原案のとおり可決してよろしいか。

【委員】 異議なし。

以上、第 2 号議案は原案の通り可決

### (3) その他 南三陸町志津川地区まちづくりマスタープラン案について

【会 長】 その他事項として、事務局より説明を求めます。

#### ①その他 南三陸町志津川地区まちづくりマスタープラン案

【事務局】 マスタープランを説明する前に、この町の上位計画である総合計画というのが、平成 28 年度 1 月に策定されました。併せて宮城県が作成している都市計画の整備・開発保全の方針という計画が、今月の中ごろに宮城県の都市計画審議会に諮問されて、それを受けて町ではそれに則するような形で志津川地区のマスタープラン案を作成しました。また、本日の都市計画審議会に至るまでに

町でマスタープランの案について調整を行い、町の広報やホームページを活用し、マスタープランのパブリックコメントを行っています。1月10日から1月23日までの2週間にわたり、多くの方々にパブリックコメントを実施しましたが、結果は、「意見なし」とのことで、そのこともホームページに公表いたしました。以上がこれまでの経過であります。

では、マスタープランの概要版を説明させていただきます。まず1ページです。都市計画法第18条の2に基づき、このまちづくりマスタープランを策定することを定義付けているので、それに基づいて作成しております。まちづくりの目標として、ホームページに掲載しているように「森里海ひといのちめぐるまち 南三陸」ということで、この総合計画に掲載しています。「安心して暮らし続けられるまちづくり、自然と共生するまちづくり、なりわいと賑わいのまちづくり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」ということで4つの大きな柱で都市施設等の整備目標を定めています。次に2ページです。志津川都市計画区域の約900haの将来構想図となっています。今後、人口減少が予想される中で、少子高齢化の進行に合わせて志津川地区のまちづくりを計画します。低地部においては観光・交流・商業・業務機能再生拠点ゾーン、いわゆる中心市街地地区、産業再生創造拠点ゾーンとして漁港周辺地区、田園再生ゾーンとしてほ場整備地区、みどりとなぎさの再生ゾーンとして八幡川の西側地区、また国道398号の沿道の土地利用と高台では商工団地、それから中央の生活ゾーンとして、国道45号線と町道部分、それから東部の生活拠点ゾーンとして町道の東浜街道線、それと文化・スポーツ・交流拠点ベイサイドアリーナ周辺の地区を重点的に整備することを目標に掲げています。次に4ページです。土地利用の方針として下に図面がありますが、三陸自動車道の志津川インターチェンジと南三陸海岸インターチェンジが供用されて大きく広域的なネットワークの形成が図られます。さらにこの少子高齢化に配慮した土地利用の方針として、①の居住エリアから6ページに渡り⑩の森林ゾーンの土地利用をすることとしています。次に7ページです。用途地域の指定の基本的な考え方についてです。現在の用途地域というのは、これまでの町の成り立ちに合わせて指定されています。A3の図面に現在の用途地域が表されており、災害危険区域の中に住居系の住宅があるため、これを現在進めている復興まちづくりに合わせた用途地域に変更する必要があります。その用途地域の基本的な考え方が、3つありまして、1つ目は高台に整備する住宅団地、いわゆる東・中央・西それぞれの団地において、住環境の形成・保全のために住居系の用途とします。2つ目が中心市街地を再生するために、産業系の施設の誘致を図ります。3つ目が先程も申した災害危険区域に指定されているエリアの住居系の用途地域は廃止する。この3つの大きな考え方に基づいて用途地域の変更を考えています。次に10ページ、交通体系の整備方針です。図に幹線道路や生活道路、公共交通ネットワーク、歩行者のネットワークを整備するということで、現在この広域幹線については三陸自動車道が志津川地区まで延伸しており、志津川地区の都市計画区域内には、すでに2つのインターチェンジが供用開始されています。他の道路についても現在土地区画整理事業やその他の事業に併せて幹線道路等の整備を図

っています。最後に11ページ、公園・緑地等の整備方針ということで、町の山、川、海の豊かな自然を活用して町民や来町者に安らぎと潤いを与えるということと他にレクリエーションやスポーツなどの場となり、高台では災害時の避難場所等として、多くの人々が利用する公園等を緑の拠点として整備します。この内容で、都市計画審議会にお諮りさせて頂いて、このマスタープランについては、決定と進めさせて頂きたいと思っています。

## ② 質疑応答

【会 長】 ただいまの事務局からの説明に、ご質問等ございませんか。

【委 員】 質問の内容がこの審議会ですべきか分からないが、5ページの全体基本計画、商工団地について、一番下段に軽工業等産業施設と住宅が共存した環境と書かれています。ご案内のとおり震災後少しずつ住宅団地が出来てきて、それは致し方ないことではあるが、致し方ないことが今は普通になってしまったように感じられ、もともとそこで業務計画を利用されていた方が、肩身が狭くなってきたという話をよく聞きます。マスタープランについてこれだけを見ると、当然のように問題もなく今後についても保全を進めながら環境整備を進めていくということだが、実際それは現状に即したことを書いてあるのかということに疑問を持ちました。マスタープランにどこまで即しているかという現状を聞いてみたいのです。

【事務局】 言い訳になるかもしれませんが、これはもっとも基本的な考えとなる指針がマスタープランとなっています。最も基本的な考え方のため、過剰整備を防ぐ、要は乱雑なまちづくりにならないようにするための考え方となります。委員がおっしゃるように震災後あの部分で色々な疑問があり、我々も住民の方々の色々なお話があったのも認識しています。ただ、現状それを改善する手立てというのは、住民の方々あるいは事業をやられている方々の共存等をもう少し吟味する必要があります。例えば、具体的な規制案というのは一長一短あるため、町と地権者、住民の方々とどういうやり方がいいのか具体的案を検討したうえでご相談をさせて頂きたいと思っています。

【委員】 参考資料の3ページについて、字助作、字城場と書かれているが、現在、字助作、字城場という住所は無くなったわけではないのですか。

【事務局】 住所はあるが区域の線を引いたときに、助作や城場には違う土地が入っていました。中央団地の計画を作ったとき、この土地を合筆して面積の大きい方の土地に合筆したので、助作という土地が今回違う新井田というものになりました。今となっては今の計画地に合筆したことによって助作や城場という土地が無くなりました。

【委員】 それに関連して、新しいまちづくりというのであれば、字界変更を時間がかか

っても行った方がいいのではという意見も結構あります。そのことに関して前回のまち協に企画課長さんがこられて、それは難しいと言っていたが、一部担当の方は時間がかかるけども可能であるとも言っていました。そういう町の意見として新しい団地が出来たり、新しいコミュニティーが出来ること、字界の変更を考える時期がきているのではないかという意見に関してどのようにお考えですか。

【事務局】 ご要望として本段階では受け取らせて頂きます。字界の変更ということは町だけではなかなか出来ない状況なので、持ち帰らせて頂き、担当課の方要望があるという事で伝えます。

最後に一点だけ町の方から、一番後ろに用途地域変更案を付けさせていただいています。こちら都市計画の一本部になっており、年度明けにこの変更案を都市計画審議会に諮らせていただきたいと思いますと思っているので、その際にはまたご支援の方承りたく思い、よろしくお願い致します。

### ③ 採決

【会長】 ご質問等はございませんか。無いようなので、以上を以て本日の議事を終了する。

【事務局】 本日の審議結果については、町長宛てに答申いただくこととなります。閉会后速やかに、文書にて答申することに異議はないですか。

【委員】 異議なし。

## 5 閉会

### ■挨拶

【市街地整備課長】

本日は年度末のお忙しい中、第2回南三陸町都市計画審議会にご参加いただき、また、熱心なご議論いただきまして誠にありがとうございました。志津川地区は少しずつではございますが復興の形が見えてきています。町長も開会のあいさつで言っていましたが、道路は三陸道の志津川インターチェンジ、南三陸海岸インターチェンジが供用されました。また、平成29年になってから中央の連絡道路が町の方で供用させて頂き、これまでの震災後志津川のまちなかは渋滞がひどかったわけですが、この中央の連絡道路の整備後は渋滞がなくなり、道路一本でこんなに変わると、改めて事業をする上で私も実感したところがあります。今後も少しずつですが、道路整備を進めて参りますので、これからも復興、復旧事業にご協力頂きたいと思っております。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせて頂きます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】 以上で平成28年度第2回南三陸町都市計画審議会を閉会いたします。



